

# 利用規約の改訂内容

変更箇所	2025年3月4日まで	2025年3月5日変更
第21条（当社による解約）	記載なし	(5)指定のゲートウェイセキュリティ装置を保証期間満了までに更改しない場合。ただし、指定のゲートウェイセキュリティ装置の保証期間満了後、当該ゲートウェイセキュリティ装置を更改せず、別紙7に定めるエンドポイントセキュリティツール、EDRセキュリティツール、クラウドプロキシ、レンタルルータ機能の利用を継続する場合は、別紙7に定める基本料金①から基本料金②に当社にて変更することとします。基本料金②は当該保証期間満了日の翌日から適用され、料金計算方法等については第27条に準ずるものとします。
第37条（利用に係る契約者の義務）	記載なし	(7) 契約者の責によらない指定のゲートウェイセキュリティ装置の故障の際、当該装置と一部仕様の異なる後継機への交換を実施する場合があること (8) 当社による指定のゲートウェイセキュリティ装置のサポートを実施することが困難になった等、当社都合により、当該装置と一部仕様の異なる後継機への交換を実施する場合があること
第24条（利用料金の支払義務）	記載なし	(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。なお、第35条第24項に基づく当社の通知以降、セキュリティゲート装置がオフラインの状態であり、かつ契約者が当該状態を解消できると合理的に認められるときは、次の「契約者の責に因らない理由により、全く利用できない状態が生じた場合」には当たりません。
第35条（免責事項）	記載なし	24 当社はゲートウェイセキュリティ装置のオフライン状態が24時間を経過したときは、別紙1（セキュリティサポート）6（サポート機能）①インシデント発生時の連絡に基づき、当社は電子メールまたは電話にて契約者に通知を行います。また、当社による通知以降、当該ゲートウェイセキュリティ装置がオフライン状態を継続している間に発生した事象に関して、当社は責任を負いません。
【別紙7】料金表	EDRセキュリティツール利用料 ※10 ※12 1,100円/端末・月	EDRセキュリティツール利用料 ※10 ※12 ※15 1,100円/端末・月 (1ライセンス) 1,100円/月 (5ライセンス) 5,000円/月 (15ライセンス) 14,250円/月 ※15 ライセンス数に応じて、最大ライセンス数単位でパッケージ価格を適用します。 例：14ライセンスの場合 EDRセキュリティツール（5ライセンス）（5,000円/月）×2 + EDRセキュリティツール（1ライセンス）（1,100円/月）×4 = 14,400円